別表気象庁の部測候所の項中「業務課長」を「業務・危機管理官」に改める。

別表原子力規制委員会の部原子力規制庁の項中「原子力安全技術総括官」を削る。

別表会計検査院の部事務総局の項中「監察官」を「監察官　人事専門官」に、「経済産業統括検査室長」を「経済産業統括検査室長　法人財務検査室長」に改める。

別表備考第一項中「平成二十七年二月二十八日」を「平成二十七年五月三十一日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第二百十七号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第二号第28ただし書の規定に基づき、平成十八年総務省告示第六百五十九号（別に定める特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月二十六日

総務大臣　山本　早苗

表中

十八　60GHzを超え61GHz以下又は76GHzを超え77GHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	500MHz
十九　78GHzを超え81GHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	3 GHz

を

十八　60GHzを超え61GHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	500MHz
十九　76GHzを超え77GHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	1 GHz
二十　78GHzを超え81GHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	3 GHz

に改める。

○政治資金適正化委員会告示第三十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十七年六月二十六日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
二六	日野上輝夫	二七、五、三	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
四一六	平田　幸男	二七、三、三一	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
一六五五	宮本　龍雄	二七、一、二〇	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
一七〇九	山﨑　敬二	二七、六、九	本人からの申請
三四一〇	外里　文人	二七、六、九	本人からの申請
四一〇七	栗田　哲夫	二七、三、三一	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号

○政治資金適正化委員会告示第三十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十七年六月二十六日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏　名
四八八四	二七、六、一二	白井　琢也
四八八五	二七、六、一二	澤城　敦典
四八八六	二七、六、一二	込堂　敦盛
四八八七	二七、六、一二	富岡　重政

○財務省告示第二百十六号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十七年五月二十日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十七年六月二十六日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第九回	一億円	百円七十四銭
〃	第十一回	十億円	百円四十五銭
〃	第十三回	三億円	百円二十銭
〃	第十五回	五十三億円	百円三十銭
〃	第十九回	四十一億円	百円六十四銭
〃	第二十一回	五億円	百一円五十九銭
〃	〃	一億円	百一円六十銭
〃	第二十二回	一億円	百二円三十銭
〃	〃	一億円	百二円三十三銭
〃	第二十五回	二十億円	百一円三十四銭
〃	〃	五億円	百一円四十銭
〃	〃	五億円	百一円四十二銭